

規制改革実施計画（平成25年6月14日、平成26年6月24日、平成27年6月30日及び平成28年6月2日の閣議決定）のフォローアップ結果について

平成29年5月23日
規制改革推進会議

1 はじめに

内閣府は、規制改革実施計画（平成25年6月14日、平成26年6月24日、平成27年6月30日及び平成28年6月2日の閣議決定）に定められた措置を積極的に推進するとともに、平成29年3月31日時点の実施状況に関するフォローアップを行った。

今般、規制改革推進会議は、内閣府から所管省庁の実施状況結果について報告を受け、会議としての重点的フォローアップ事項について評価を行った。

本資料は、これら実施計画のフォローアップ結果を公表するものである。

※フォローアップ対象について

- ① 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）
実施計画に掲げる全ての事項
- ② 規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）及び規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）
平成27年度末までに措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「要フォロー継続」とされた事項
- ③ その他
第36回規制改革会議（平成26年9月16日開催）において重点的フォローアップ対象とされた「改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討」について、平成27年度末時点で措置済とされていない事項

2 概要

(1) 重点的フォローアップ事項の取組状況(平成29年3月31日時点)

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	—
①農業協同組合改革の確実な実施	8				
②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	3	1			
③生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	2				
④労使双方が納得する雇用終了の在り方			1		
⑤診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	1		2		
⑥通訳案内士制度の見直し	1				
⑦民泊サービスにおける規制改革	2				
⑧ 地方における規制改革			1		
⑨「地方版規制改革会議」の設置					1
計	17	1	4		1

評価区分		
解決	要フォロー継続	要改善
	8	
1	3	
1	1	
	1	
1	2	
	1	
	2	
	1	
	1	
3	20	

(2) その他のフォローアップ事項の取組状況(平成29年3月31日時点)

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

	措置区分			
	措置済	未措置	検討中	未検討
① エネルギー・環境分野	5	1	3	
② 保育分野	3			
③ 健康・医療分野				
④ 雇用分野				
⑤ 創業等分野	1		1	
計	9	1	4	

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)等】

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	－
① 健康・医療分野	6	1	1(1)		
② 雇用分野	1				
③ 創業・IT等分野	4	1	2		6
④ 農業分野	8			1	
⑤ 貿易・投資等分野	4	3	1		4
計	23	5	4(1)	1	10

注:()内数字は、閣議決定に示された内容が実施されていない項目数である。
 ・プライマリ・ケア体制の確立22頁

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	－
① 健康・医療分野	17	1	5		
② 雇用分野	3				
③ 農業分野	7		1		
④ 投資促進等分野	25	1	7		2
⑤ 地域活性化分野	8	1	2		
計	60	3	15		2

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】

	措置区分				
	措置済	未措置	検討中	未検討	－
① 健康・医療分野	2	3	2		
② 雇用分野	6	1	2		
③ 農業分野					
④ 投資促進等分野	23	3	12		1
⑤ 地域活性化分野	11		2		
計	42	7	18		1

※ 重点的フォローアップ事項については、実施計画の実施状況と今後の予定(いずれも所管省庁が記入)のほか、規制改革推進会議の評価と指摘事項を記載している。また、その他のフォローアップ事項については、所管省庁の実施状況と今後の予定のみ記載しているが、閣議決定に示された内容が実施されていないと明確に認められる事項については、その旨を明らかにしている。

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

要フォロー継続……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

※ 閣議決定に示された内容が明確に実施されていない1項目については、今後、速やかに実施計画に定められた内容を実施するよう求める。

3 規制改革実施計画(平成25年6月14日、平成26年6月24日、平成27年6月30日及び平成28年6月2日の閣議決定)のフォローアップ事項の取組状況(平成29年3月31日時点)

(1) 重点的フォローアップ事項	頁
① 農業協同組合改革の確実な実施	1
② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革	4
③ 生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組	5
④ 労使双方が納得する雇用終了の在り方	7
⑤ 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保	8
⑥ 通訳案内士制度の見直し	10
⑦ 民泊サービスにおける規制改革	11
⑧ 地方における規制改革	13
⑨ 「地方版規制改革会議」の設置	14

(2) その他のフォローアップ事項

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】

	頁
1. エネルギー・環境分野の実施状況等について	15
2. 保育分野の実施状況等について	18
5. 創業等分野の実施状況等について	19

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)等】

	頁
1. 健康・医療分野の実施状況等について	20
2. 雇用分野の実施状況等について	23
3. 創業・IT等分野の実施状況等について	24
4. 農業分野の実施状況等について	27
④農業協同組合の見直し 14～20の項目は、(1)①「農業協同組合改革の確実な実施」 (1頁～3頁)に記載	
5. 貿易・投資等分野の実施状況等について	30
6. 改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討	33

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】

	頁
1. 健康・医療分野の実施状況等について	34
2. 雇用分野の実施状況等について	40
② 円滑な労働移動を支えるシステムの整備	
4の項目は、(1)④「労使双方が納得する雇用終了の在り方」(7頁)に記載	
3. 農業分野の実施状況等について	41
③ 農業協同組合改革の確実な実施	
9の項目は、(1)①「農業協同組合改革の確実な実施」(1頁)に記載	
4. 投資促進等分野の実施状況等について	43
5. 地域活性化分野の実施状況等について	51
③主に地方自治体が所管する規制の改革	
17の項目は、(1)⑦「民泊サービスにおける規制改革」(13頁)に記載	

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】

	頁
1. 健康・医療分野の実施状況等について	54
〔 ③ 診療報酬の審査の効率化と統一性の確保 5～7の項目は、(1)⑤「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」(8頁～9頁)に記載 〕	
2. 雇用分野の実施状況等について	56
3. 農業分野の実施状況等について	59
〔 ① 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革 1～4の項目については、(1)②「牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」(4頁～5頁)に記載 ② 生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組 5～6の項目については、(1)③「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組」(5頁～6頁)に記載 〕	
4. 投資促進等分野の実施状況等について	60
〔 ② インバウンド・観光関連の規制の見直し 13の項目については、(1)⑥「通訳案内士制度の見直し」(10頁)に記載 〕	
5. 地域活性化分野の実施状況等について	68
〔 ① 民泊サービスにおける規制改革 1の項目については、(1)⑦「民泊サービスにおける規制改革」(11頁～13頁)に記載 ② 地方における規制改革 2の項目については、(1)⑧「地方における規制改革」(13頁)に記載 〕	